

加茂市田上町消防衛生保育組合

管理者 加茂市長 小池清彦

加茂市・田上町消防衛生保育組合の焼却施設1号炉に対する、県の停止命令は、1炉では燃やしきれない巨大な量のゴミを発生させ、大混乱を招くおそれのある不当な命令であるので、その撤回を求める声明

- 1 このたび新潟県三条地域振興局長より、当方の焼却施設1号炉の停止命令が発せられました。
- 2 これは、先般県当局からこの炉の停止を求める「指導」が発せられたことに対し、当方より、ダイオキシン特措法では、「指導」を行うという規定はなく、これは違法な命令であって、当組合に「停止」の責任を負わせる違法な命令であるという抗議が出されたことにより、県当局があらためて「命令」を発したものであります。
- 3 しかしながら、有害といえるほどは出ていない、ごく微量なダイオキシン量に対し、炉の停止を命ずるということは、明らかに行き過ぎた不当な命令であります。
- 4 本年1月27日から2月6日までの当方1号炉の改修工事は、700万円という多額の経費をかけて行うものではありませんが、完璧な工事ではありません。完璧な工事を行うには、部品の製作に相当長い期間が必要なものがあるからであります。

- 5 従って、このたびの改修工事の結果においてもダイオキシン量が $5\text{ng}/\text{m}^3$ の基準量の中に収まらないおそれがあります。その場合に、なお 1 号炉の停止を続けるならば、燃やせないゴミが毎日 30 トンずつ出てきて、容易に対処できない量となり、恐るべき大混乱が生ずる事態となります。
- 6 県は、このような恐るべき大混乱の事態に対し、どのような責任をお取りになるのでしょうか。おそらく、県と県の関係者は、履行不可能なほど巨大な損害賠償責任を負うことになり、知事様個人の巨大な損害賠償責任と進退問題にまで発展することを心から危惧するものであります。これは脅迫ではありません。本当に心から心配しているのであります。
- 7 ここに当方は、有害といえるほどは出ていない、ごく微量のダイオキシン量であるにもかかわらず、県当局がこのたび行った常識はずれの行き過ぎた不当な「1 号炉停止命令」を直ちに撤回されるよう、強く要請するものであります。